

対策検討(ステップ3)について

令和6年12月20日(金)
長野市上下水道局

1



1 水道施設におけるPFOS及びPFOAの検出状況

国による実態調査

水道施設における PFOS及びPFOAの検出状況等を把握するため、水道事業、水道用水供給事業及び専用水道を対象に、水道法を所管する国土交通省と環境省は共同で令和6年5月29日に「水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査」を発出した。

11月29日に、水道事業 及び 水道用水供給事業 における 令和2年度 から 令和6年度（令和6年度は9月30日時点）までの結果が公表された。

結果の概要

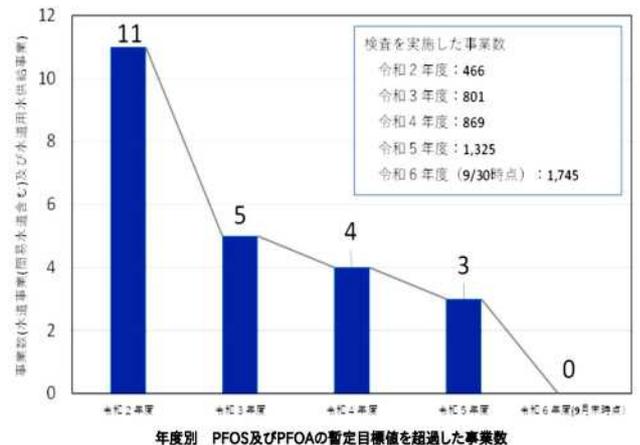
- ・ 令和2年度から6年度までに検査を行ったことがある水道事業数は、2,227事業であった。
- ・ 暫定目標値(50ng/L)を超過した事業は、令和2年度は11事業あったが、年々減少し、令和5年度は3事業、令和6年度(9月30日時点)は0事業であった。
- ・ 令和5年度までのいずれかで暫定目標値を超過した**全14事業(長野市を含む)において、最新の検査結果では、全て暫定目標値を下回っていた。**
- ・ 我が国の水道の給水人口に対し、今回の調査において、暫定目標値以下の水質の水道水が確認されている給水人口の割合は98.2%であった。

調査への回答状況及び水質検査の実施状況

	事業数	回答数		
		回答総数	検査実績 ^{※2}	
			有	無
上水道事業 ^{※3}	1,291	1,291	1,113	178
水道用水供給事業	88	88	83	5
簡易水道事業 ^{※3}	2,376	2,216	1,031	1,185
合計	3,755	3,595	2,227	1,368

※2 令和2年度から令和6年度9月末までの間に水質検査を実施した場合、「有」として計上。

※3 水道事業のうち、「上水道事業」は給水人口が5,000人超である事業、「簡易水道事業」は給水人口が101人以上5,000人以下である事業である。



出典 令和6年11月29日 国土交通省ホームページより

今後の予定等

- ・ 国土交通省と環境省は連携して、検査をまだ実施していない水道事業者に対し、検査を実施するよう、引き続き呼びかけていく。
- ・ 今後、水道において PFOS及びPFOA の暫定目標値の超過が確認された場合は、引き続き、国土交通省と環境省が連携し、水道事業者等により適切な対応が速やかに図られるよう取り組んでいく。
- ・ 本調査結果は、水質基準逐次改正検討会等における水道水質に関する目標値の検討に活用する予定である。

2 水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例 国土交通省

- 水道水においてPFOS及びPFOAが暫定目標値を超えて検出された場合等に水道事業者等が取ったこれまでの対応事例について「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について」（水道におけるPFOS/PFOA対応事例集）として取りまとめて11月29日公表
- 水道事業者等の規模（大規模・中規模・小規模）に分けて合計12事例を紹介

応急的対応

水質検査の強化による検出状況の把握	既存の他の水源からの取水への切替等	既存の浄水処理施設の浄水処理の強化	住民への周知、飲用制限措置等
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>水道原水、浄水場出口、給水栓で水質検査を実施し、状況を把握</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>濃度の高い水源からの取水を停止し、他の水源からの取水に切替</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 粉末活性炭の投入 ● 粒状活性炭の交換 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>HP掲載やマスコミへの情報提供</u> ● <u>地域の自治会長等へ説明</u>

中期的対応

定期的な水質検査の継続による把握	新たな水道水源への切替等	施設整備を伴う浄水処理の強化	住民への周知、環境部局との連携等
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>水質検査を継続的に実施し水質を監視</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな井戸の掘削 ● 他系統との連絡管の整備 ● 水道用水供給事業から受水するための施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄水処理フローを変更し、粒状活性炭による処理を実施 ● 高機能な粒状活性炭の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>検査結果や対応のHP掲載</u> ● <u>関係部局（環境部・保健所等）による連絡調整会議の設置¹開催</u>

出典 令和6年12月6日 国土交通省PFOS、PFOA等に関する説明会（第3回）より
 注 赤線の箇所は、本市において既に対応済みの事項を示す。

水道事業者	応急的対応(対策済み)	中期的対応(今後の対策)
長野県 長野市	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>取水停止</u> ● <u>独自の管理基準設定</u> ● <u>監視強化</u> ● <u>給水区域の減少</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>地下水調査の実施</u> ● <u>専門家会議の設置</u>
兵庫県 明石市	<ul style="list-style-type: none"> ● 監視強化 ● 水道用水供給事業者からの受水を増量 	<ul style="list-style-type: none"> ● 阪神水道企業団からの受水に切り替え、水源の廃止
沖縄県 企業局	<ul style="list-style-type: none"> ● PFOS及びPFOA濃度の低い水源の増量 ● 粒状活性炭処理施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高機能活性炭の導入 ● 水源の取水位置の変更
神奈川県 座間市	<ul style="list-style-type: none"> ● 県営水道からの受水を増加 ● 取水の一時停止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 監視強化 ● 浄水処理施設の改善を検討
群馬県 渋川市	<ul style="list-style-type: none"> ● 監視強化 ● 揚水設備の改修、調整 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対策検討中
岐阜県 各務原市	<ul style="list-style-type: none"> ● 高濃度井戸の取水停止 ● 仮設の粒状活性炭設備の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門家会議の設置 ● 恒久的な浄化施設設置を検討 ● 新たな水源の検討
愛知県 北名古屋水道企業団	<ul style="list-style-type: none"> ● 取水停止 ● 水道用水供給事業者からの受水を増量 	<ul style="list-style-type: none"> ● 監視の継続
三重県 桑名市	<ul style="list-style-type: none"> ● 取水停止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 連絡管の整備を検討
大阪広域水道企業団 (四條畷水道事業)	<ul style="list-style-type: none"> ● 取水停止 ● 水道用水供給事業者からの受水 	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄水場の廃止 ● 用水供給者からの受水に切替え
兵庫県 宝塚市	<ul style="list-style-type: none"> ● 監視強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 揚水量の減量 ・井戸廃止 ● 別系統からの受水を検討
岡山県 吉備中央町	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急的に給水停止(給水活動) ● 水源の切換え ● 粒状活性炭設備の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門家会議の設置 ● 水道用水供給事業者からの受水
沖縄県 金武町	<ul style="list-style-type: none"> ● 高濃度井戸の取水停止 ● 水道用水供給事業者からの受水 	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄水場の廃止 ● 水道用水供給事業者からの受水

3 水道水における目標値の取扱いの検討

国は、公表された「水道事業者におけるPFOS及びPFOAに関する調査の結果」、内閣府所管「食品安全委員会」が決定した有機フッ素化合物の食品健康影響評価書、諸外国の最新の動向を踏まえて、水道水におけるPFOS及びPFOAに関する目標値等の見直しに着手した。

食品安全委員会(内閣府)

令和6年6月25日に、有機フッ素化合物(PFAS)に関する食品健康影響評価書を公表
TDI (耐容一日摂取量) PFOSは 20 ng/kg 体重/日(2×10⁻⁵ mg/kg 体重/日)
PFOAは 20 ng/kg 体重/日(2×10⁻⁵ mg/kg 体重/日)
PFHxS は 指標値の算出は困難

注 PFOS及びPFOAのTDIIは、暫定目標値の設定時と変わらない値で決定した。

諸外国の最新の動向

令和6年4月に米国環境保護庁は、第一種飲料水規則値として、PFOS について4ng/L、PFOA について4ng/Lを発表し、類似物質としてPFHxS、PFNA、GenX 化合物、PFBSを新たに規制の対象に定めた。

水道事業者は、① モニタリング[3年以内]、② 結果の公衆への周知、③ 基準超過の場合にPFAS レベル[5年以内]の低減が求められることとなった。

水質基準逐次改正検討会(環境省)

最新の水道におけるPFOS及びPFOAに関する実態が示され、水道水におけるPFOS 及びPFOA の目標値等に関する方針案について、検討される。



来春を目途に方向性を示す予定

1. 飲用によるばく露の防止



① 飲用によるばく露の防止に資するモニタリングの強化

✓ 水道水源や飲用に供されている井戸など、飲用によるばく露の防止に資するモニタリングを強化するよう、対応の手引きを改訂。

R6.11.29 環境省公表

② 水道水PFOS等全国調査

✓ 水道水におけるPFOS及びPFOAの検出状況等を把握するため、環境省と国土交通省と共同で、水道統計の対象に加え、小規模な簡易水道、専用水道も含めて、水質検査結果を調査中。

R6.11.29 国土交通省・環境省公表

③ 水道水における目標値の取扱いの検討

✓ 食品安全委員会の健康影響評価結果や諸外国の最新の国際動向を踏まえ、水道水の暫定目標値の取扱いの検討を進める。

今後、開催予定 水質基準逐次改正検討会

④ 水道水における浄化技術に関する知見の収集・整理

✓ 浄水場などにおける水道水の浄化技術に関する最新の知見を国土交通省と連携して収集し、水道事業者等において活用できるよう整理する。

現在、検討中

出典 令和6年8月1日 環境省ホームページより

4 水道水における浄化技術に関する知見の収集・整理

浄水場などにおける水道水の浄化技術に関する最新の知見を環境省・国土交通省と連携して収集し、水道事業者において活用できるよう整理する。

Aqua-PFASプロジェクトについて

1 正式名称

「浄水処理におけるPFASの除去等に関する研究 (Aqua-PFASプロジェクト)」
(**A**qua - **P**ractical, **F**easible and **A**dvanced **S**ystems)
(実用的で実施可能な高度なシステム)

2 主催

公益財団法人 水道技術研究センター

3 プロジェクトの概要

(1)研究方針

水道原水においてPFAS除去設備の導入等を必要とするレベルのPFASが検出された水道事業体等におけるPFAS対策を念頭に、産官学の体制で調査研究を実施するとともに、浄水処理においてPFAS除去等を必要とする水道事業体等が参考にできる「(仮称) **浄水処理におけるPFAS 除去設備の導入及び維持管理等の手引き**」といった形で成果を取りまとめる。

※ PFAS:有機フッ素化合物(PFOSおよびPFOA等)

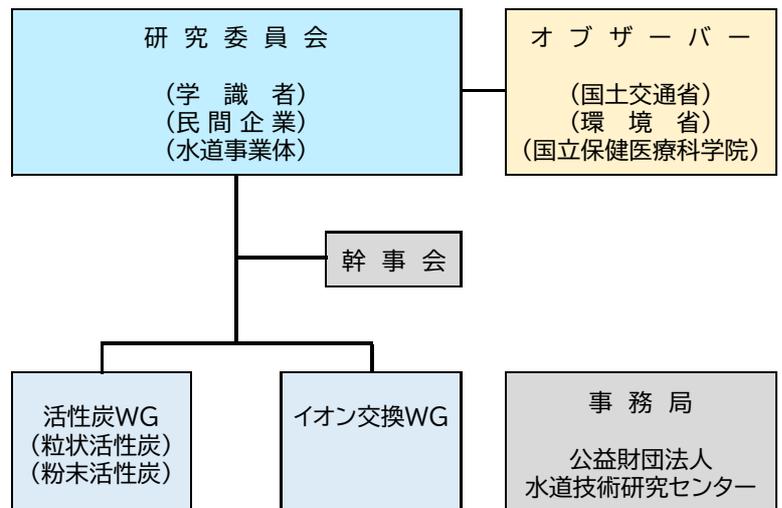
(2)成果目標(案)

「(仮称) 浄水処理におけるPFAS 除去設備の導入及び維持管理等の手引き」の作成
【総説・導入編・維持管理編】
ケーススタディ
浄水処理におけるPFAS挙動調査

(3)研究体制

産官学での研究(合計69名)

学識者(4名)
民間企業(24企業43名)
水道事業体(11名)
↳長野市上下水道局参加
オブザーバー(3名)
事務局(8名)



(4)実施期間

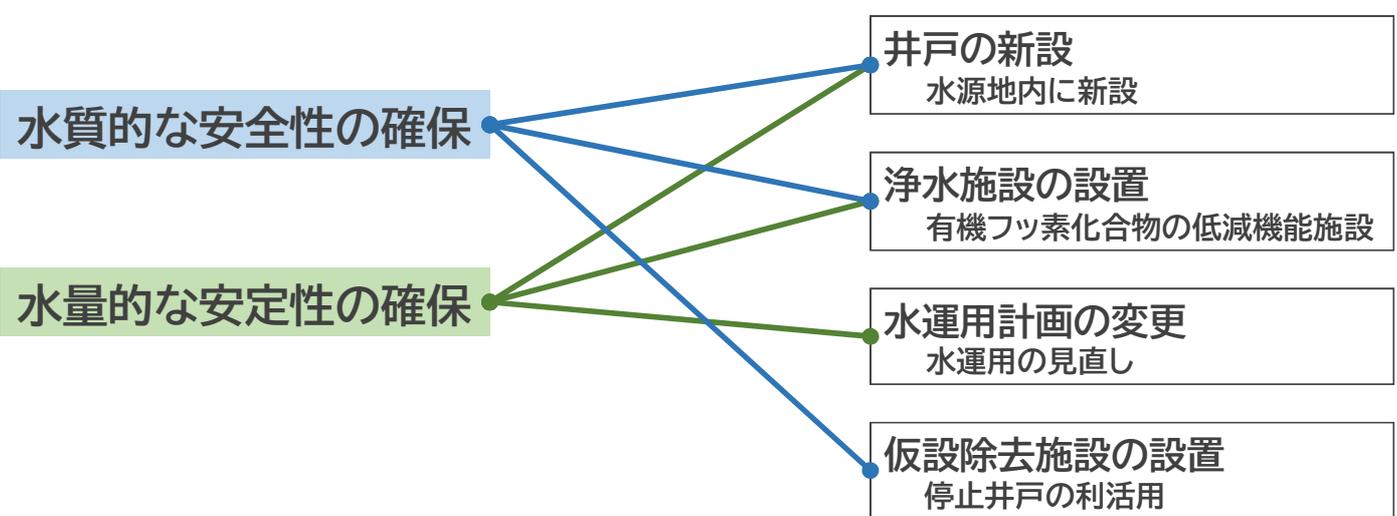
令和6年8月から令和9年3月まで

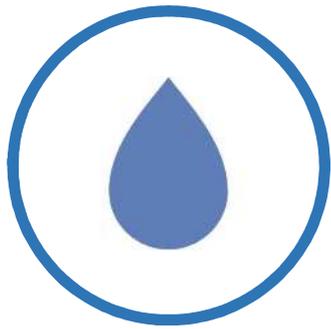
国内で検討中



STEP3 対策検討の考え方

ステップ1、2の結果を踏まえ、最適な取水方法等を検討





水質

- 長野市独自の管理基準25ng/L未滿を維持する。
- 国の水質基準の変更(来春予定)に併せ管理基準の見直しを検討する。
- PFHxS等の追加物質も考慮する。



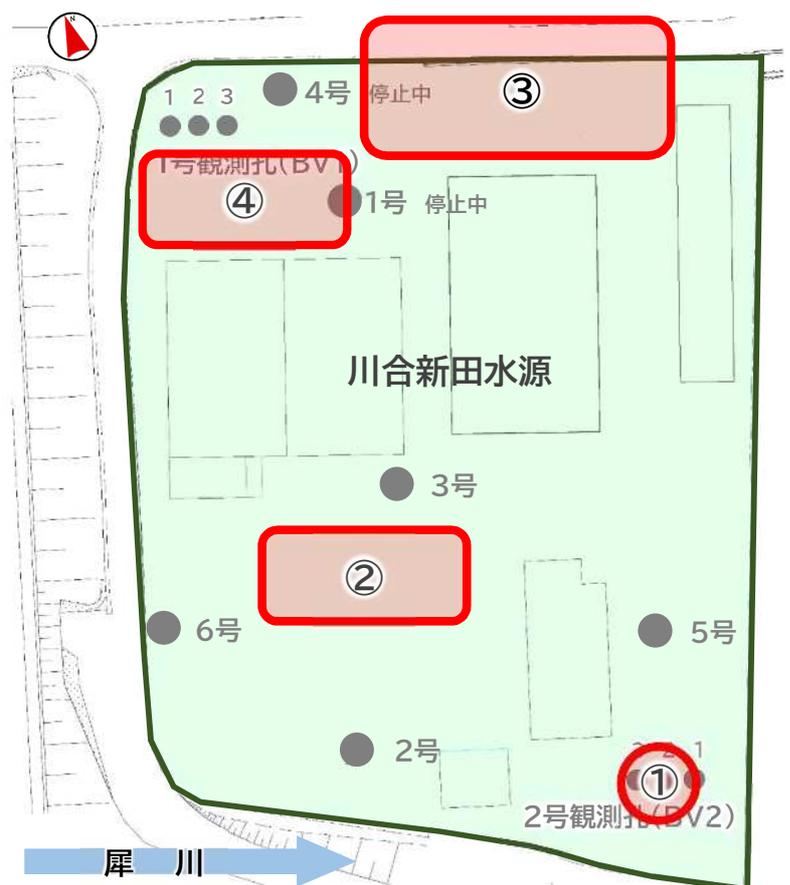
水量

- 最大取水量は18,000m³/日で運用する。
- 予備設備(井戸及びポンプ等)を確保する。

STEP3 対策案

対策案と候補地

- ① 水源地内に井戸の新設
- ② 浄水施設の設置
 - イオン交換処理
 - 活性炭処理
- ③ 水運用の見直し
- ④ 仮設除去施設の設置



1 概要

2号観測孔の付近の位置に深井戸新設を想定する。

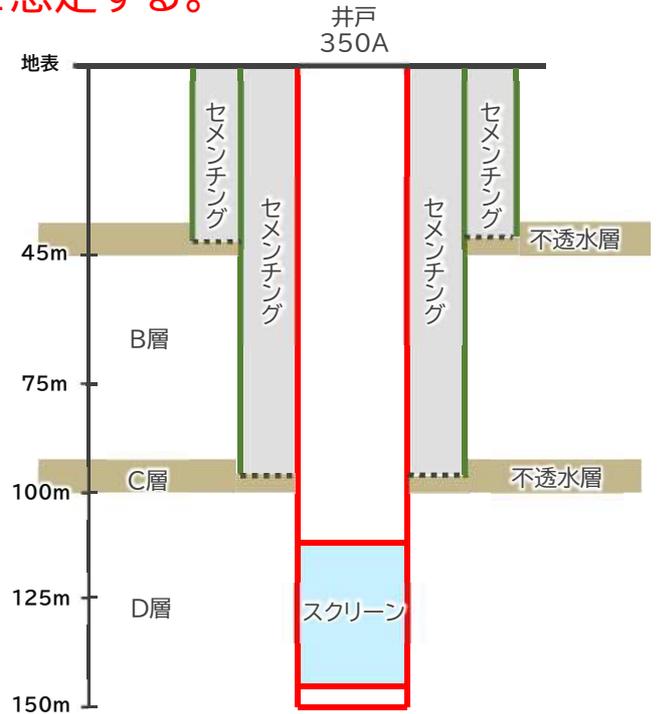
井戸

位置 : 2号観測孔付近
 深度 : 150m
 井戸径 : 350mm
 スクリーン : 105~150m想定

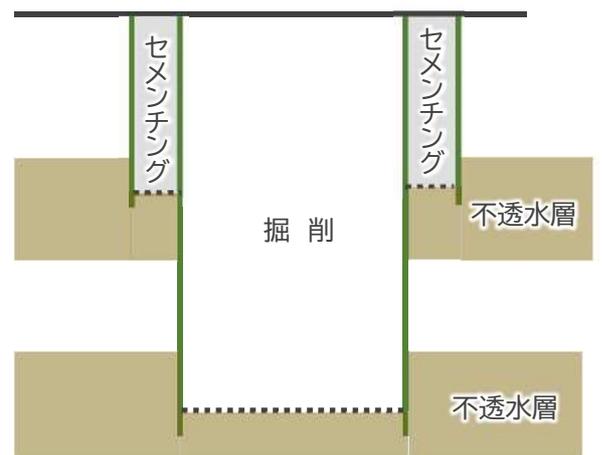
ポンプ

吐出量 : 4.8m³/min
 全揚程 : 30m
 電動機出力: 45kW
 揚水管 : 口径200mm 深度30m想定

帯水層間での地下水交流が生じない工法により井戸を建設する。



施工のイメージ



井戸口径よりも大きく掘削し、不透水層まで到達後にケーシングの内側をセメンチングで遮水する。

セメンチングした掘削孔の内側に次の不透水層まで掘削する。

※セメンチング…ケーシングの中にセメントを注入させること

2 整備費用の概算(年間コスト)

イニシャルコスト
建設費
14,400千円/年

ランニングコスト
維持費
8,100千円/年

3 関係法令

- ・ 水道法 認可変更
- ・ 河川法 河川保全区域であれば行為申請

4 水道施設整備計画との整合性

- ・ 新たな井戸の掘削により、予備機能も含めて計画水量が確保できる。

5 評価の整理

項目	評価内容	結果	総合
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有機フッ素化合物が検出されない深層部の地下水を取水できる ・ 帯水層間の地下水交流が生じない掘削工法を採用することで、有機フッ素化合物の深層部への誘導を防ぐことが期待できる 	○ ○	○
水量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 井戸及び設備の予備力が改善される（4本→5本） ・ 取水による地下水の干渉が想定されるため、同一深度（5号井、6号井）との3本同時の稼働ができない 	◎ ○	◎
年間コスト※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22,500千円/年 		
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約3年（試験井戸1年、工事2年） 	○	○
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来にわたり水量が確保できる。 ・ 工事完了までに約3年要するため、直ちに改善されない。 ・ 掘削工事により有機フッ素化合物を深層部に誘導する可能性がある。 		○

※ 施設整備及び維持管理に係る事業費をそれぞれ1年当りに換算した金額の合計

1 概要

イオン交換処理による浄水施設の設置を想定する。

イオン交換処理

位置 : 緊急資材庫の敷地内を想定

大きさ : L20 × W15 × H6m (建屋)

構造 : イオン交換樹脂塔 2基

容量 : 3.6m³/基

供給ポンプ: 2台

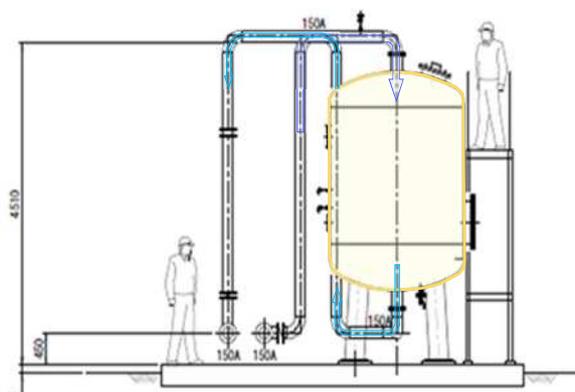
処理量 : **2,500m³/日 (3号井の単独取水量)**



イオン交換樹脂
(メーカー提供)



イオン交換樹脂塔(メーカー提供)



イオン交換樹脂塔断面図(メーカー提供)

- 導水管の配管の接続、切替えにより休止中の1、4号井の浄水処理が可能
- イオン交換樹脂の取替を2年に1回と想定
- 使用済みのイオン交換樹脂は産業廃棄物として処分(約2,120,000円/m³/回)
- 浄水処理後の有機フッ素化合物の濃度は、25ng/L未満
- 有機フッ素化合物の低減後、不検出となれば、他の水道施設に転用可能
- 浄水方法の変更にあたり、国への認可変更が必要

2 整備費用の概算(年間コスト)

イニシャルコスト
建設費

30,160千円/年

ランニングコスト
維持費

34,400千円/年

3 関係法令

- ・ 水道法 認可変更
- ・ 建築基準法 建築確認
- ・ 水質汚濁防止法 特定施設に該当 ほか

4 水道施設整備計画との整合性

- ・ 浄水施設の設置により、予備機能も含めて計画水量が確保できる。

5 評価の整理

項目	評価内容	結果	総合
水質	・ 水質が改善される	◎	◎
水量	・ 井戸及び設備の予備力が改善される	◎	◎
年間コスト	・ 64,560千円/年		
事業期間	・ 約5年（設計3年、施工2年）	△	△
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3号井の浄水処理を基本とするが、1、4号井の浄水処理も可能であることから、更なる水質・水量の回復が見込める。 ・ Aqua-PFASプロジェクトによる浄水設備の導入や維持管理の方針決定が令和8年度末の予定であることから、浄水施設の設置には、それから更に約5年を要する。 ・ 建設費とともに、使用済みのイオン交換樹脂の処分費用が非常に高額である。 	○	

1 概要

活性炭処理による浄水施設の設置を想定する。

活性炭処理

位置 : 緊急資材庫の敷地内を想定

大きさ : L20 × W15 × H6m (建屋)
排水処理設備

構造 : PFAS吸着塔 2基

活性炭容量: 10.6m³/基

供給ポンプ : 2台

逆洗ポンプ : 3台

処理量 : **2,500m³/日 (3号井の単独取水量)**



粒状活性炭



活性炭吸着塔 (メーカー提供)

- 導水管の配管の接続、切替えにより休止中の1、4号井の浄水処理が可能
- 活性炭の取替を0.9年に1回と想定
- 使用済みの活性炭は産業廃棄物として処分(約274,000円/m³/回)
- 浄水処理後の有機フッ素化合物の濃度は、25ng/L未満
- 目詰まりを解消する逆流洗浄が必要なため、洗浄水の放流先の確保が課題

2 整備費用の概算(年間コスト)

イニシャルコスト
建設費
29,280千円/年

ランニングコスト
維持費
28,410千円/年

3 関係法令

- ・ 水道法 認可変更必要なし（要確認）
- ・ 建築基準法 建築確認
- ・ 水質汚濁防止法 特定施設に該当 ほか

4 水道施設整備計画との整合性

- ・ 浄水施設の設置により、予備機能も含めて計画水量が確保できる。

5 評価の整理

項目	評価内容	結果	総合
水質	・ 水質が改善される	◎	◎
水量	・ 井戸及び設備の予備力が改善される	◎	◎
年間コスト	・ 57,690千円/年		
事業期間	・ 約4年（設計2年、施工2年）	△	△
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3号井の浄水処理を基本とするが、1、4号井の浄水処理も可能であることから、更なる水質・水量の回復が見込める。 ・ Aqua-PFASプロジェクトによる浄水設備の導入や維持管理の方針決定が令和8年度末の予定であることから、浄水施設の設置には、それから更に約4年を要する。 ・ 建設費とともに、使用済みの活性炭の処分費用が非常に高額である。 	○	

1 概要

水運用計画の変更(配水区域の縮小)だけで予備力を確保する。

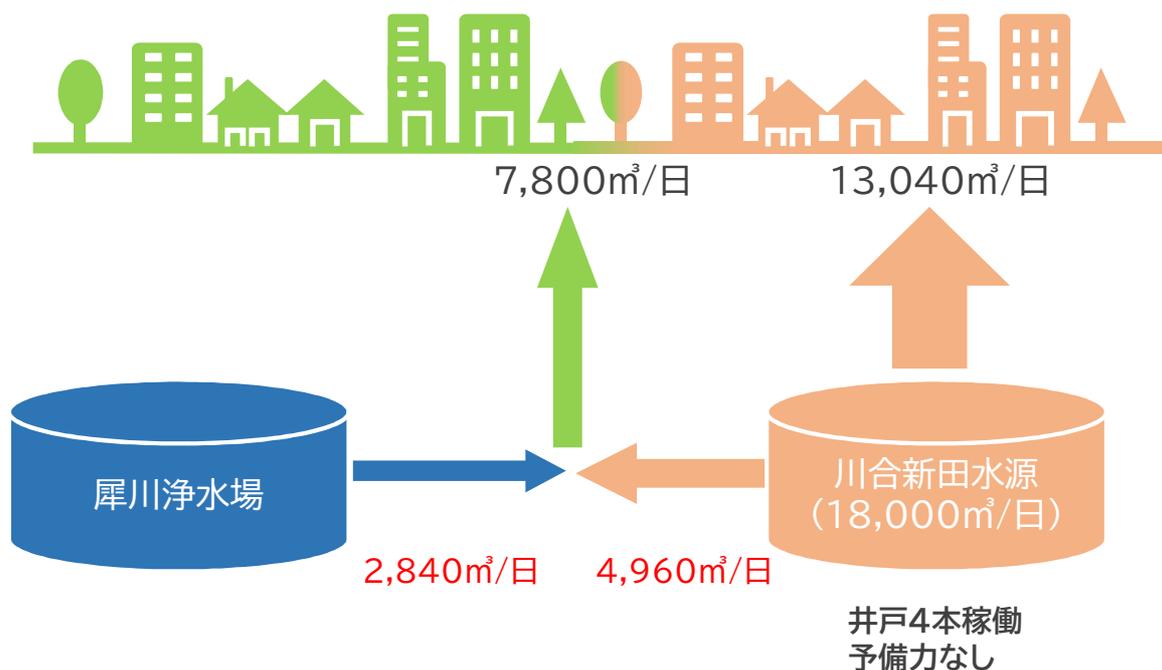
※ 稼働中の4本の井戸のうち、1本を交代で休止する運用を想定

名称	深度	揚水可能量 (20時間)	休止 (2号井)	休止 (3号井)	休止 (5号井)	休止 (6号井)
2号井	40m		—	2,500m ³ /日	2,500m ³ /日	2,500m ³ /日
3号井	40m		2,400m ³ /日	—	2,400m ³ /日	2,400m ³ /日
5号井	150m		7,300m ³ /日	7,300m ³ /日	—	7,300m ³ /日
6号井	150m		6,800m ³ /日	6,800m ³ /日	6,800m ³ /日	—
		18,000m ³ /日	16,500m ³ /日	16,600m ³ /日	11,700m ³ /日	12,200m ³ /日

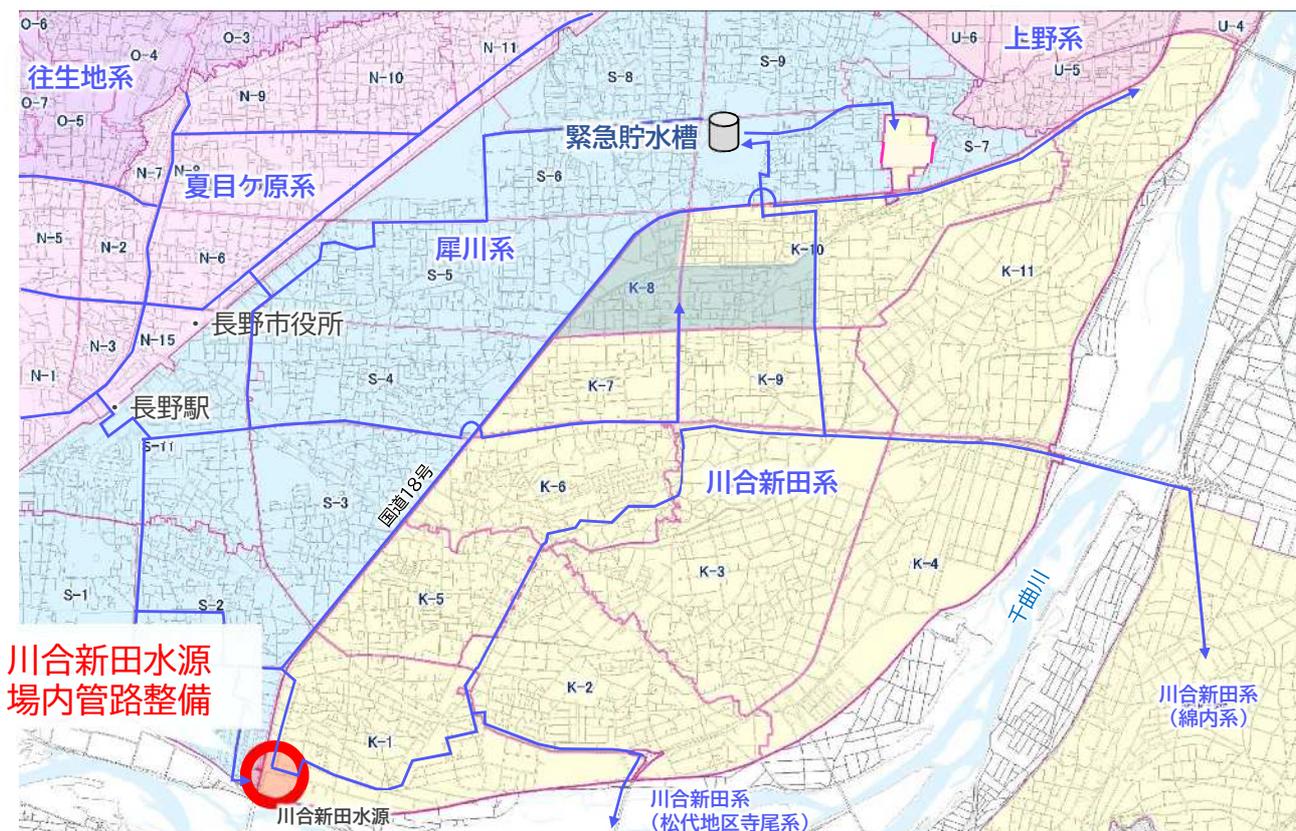
取水量11,700m³/日でも運用可能な配水区域を設定

【現 状】

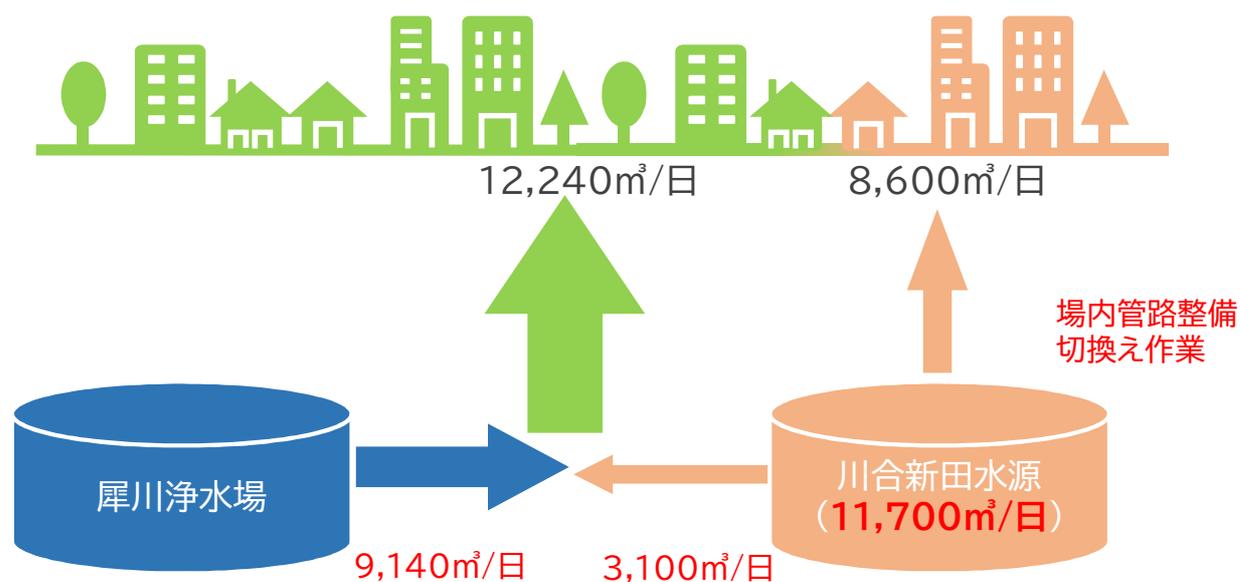
川合新田水系へ供給(20,840m³/日)



水運用の変更計画(川合新田水源場内管路整備など)



【変更】 川合新田水系へ供給(20,840³/日)



- 犀川浄水場、夏目ヶ原浄水場の負担増
- 夏目ヶ原浄水場の薬品注入設備の更新が必要 (令和9年度完成予定)
- 井戸4本稼働のうち1本を交代で休止でき 予備力確保が可能
- 水質悪化等による3号井停止が可能

2 整備費用の概算(年間コスト)

イニシャルコスト
建設費

750千円/年

ランニングコスト
維持費

若干千円/年

3 関係法令

- ・ なし

4 水道施設整備計画との整合性

- ・ 川合新田水源の効果的な取水方法等の検討と水道施設再整備計画との整合性を図る。

5 評価の整理

項目	評価内容	結果	総合
水質	・ 水質の変化なし	○	○
水量	・ 犀川浄水場からの配水量の増加による犀川・川合混合系の拡大により、井戸の予備力が確保できる ・ 川合新田水源は、他水源への送水機能を有しており、有事の際は送水の増量が懸念される	◎ △	○
年間コスト	・ 750千円/年		
事業期間	・ 約2年	◎	◎
総合評価	・ 水運用の変更によって、稼働中の4本の井戸のうち、1本を交代で休止する運転が可能となり予備力が確保できる。 ・ 施設整備計画で位置づけられた工事を前倒しで実施するため、追加の建設費を必要としない。 ・ 水質基準の強化、新たな物質の追加等の対策は、水運用の変更では水質の改善が図れない。	◎	

1 概要

有機フッ素化合物が検出される1号・4号の地下水を揚水し、粒状活性炭と接触させて、環境基本法 要監視項目 暫定指針値 50ng/L 以下にした後、水源地外に排水する。
水源地内の有機フッ素化合物の汚染地下水を揚水することで、早期の水質改善を促す。

2 整備費用の概算(年間コスト)

ヒアリング調査を実施したが、現時点で対応困難との回答
浄水施設での建設費、年間維持費の見積りと同様、高額と想定

3 関係法令

- | | | | |
|-------|------------|--------|-----------------|
| ・ 水道法 | — | ・ 河川法 | 事前協議(犀川への直接放流) |
| ・ 水濁法 | 特定施設に該当しない | ・ 下水道法 | 下水道区域(下水への排除義務) |
| ・ 廃掃法 | 吸着剤の適正処分 | ・ その他 | 事前協議(川合新田区) |

4 水道施設整備計画との整合性

- 仮設除去施設の設置は、水道施設整備計画に含まれない。

5 評価の整理

項目	評価内容	結果	総合
水質	・ 取水停止の1号4号井の復活の可能性	—	—
水量	・ 取水停止の1号4号井の復活の可能性	—	
年間コスト	・ —		
事業期間	・ 不明	—	—
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> 建設費・維持費も高額が予想されるとともに水質改善の時期が不明である。 現行の下水道管渠への排水は困難である。 関係部局、地元との合意形成に時間を要する。 		×



STEP3 対策検討の総括(1/2)

現状分析

- 【長野市】
 - ・ 水質的な安全性は、長野市独自の管理基準値25ng/L以内で推移している。
 - ・ 水量的な安定性は、設備の予備力を確保する必要がある。
 - ・ 施設整備及び維持管理に係る費用の負担が大きい。
- 【国等】
 - ・ 国の水質管理基準が現在、検討中である。
 - ・ 国内において浄水処理方法等が調査研究中である。

	(現状)	① 井戸の新設	② 浄水施設の設置 ※	③ 水運用の変更
水質	○(管理基準値以内)	○	◎	○
水量	△(予備力不足)	◎	◎	○
年間コスト	—	22,500千円	64,560千円	750千円
事業期間	—	○(3年)	△(5年)	◎(2年)
総合評価	△	○	○	◎

※ イオン交換処理を対象に掲載

③ 水運用の変更 が短期間で予備力を確保し、年間コストも安価であることから、現時点において最も有効な対策と評価できる。



短期対策

PFASに関する国の動向等や井戸原水の水質変化により、新たな対策が必要になった場合



中長期対策

STEP3 対策検討の総括(2/2)

短期対策：現時点で不足している予備力を早期に確保

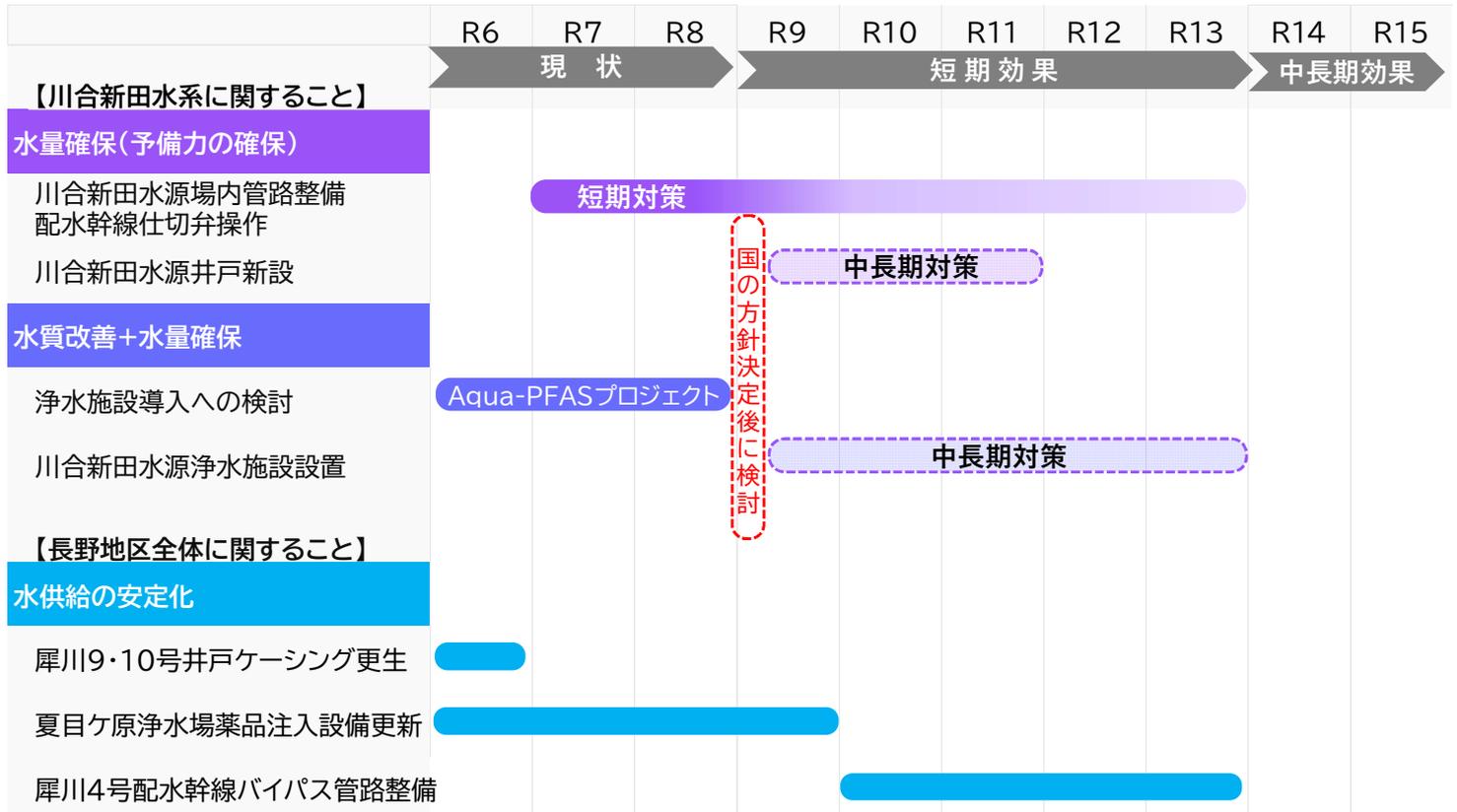
中長期対策：PFASに関する国の動向等により、更なる対策が必要になった場合に検討

期間	短期対策(令和7~8年度)	国の方針等の決定後に検討	中長期対策
対策	<ul style="list-style-type: none"> 川合新田水源地内の管路整備 水系内の切替作業 		国の方針決定を受けて <ul style="list-style-type: none"> 井戸の新設 浄水施設の設置 等 適切な工法を検討
効果	<ul style="list-style-type: none"> 予備設備の確保 		<ul style="list-style-type: none"> 水質の改善 水量の確保

水質の監視強化：

現在、国は水質基準に関する目標値等の検討を行い、来年の春を目途に方向性が示される。長野市は、引き続き国の動向を注視し、今後、国の方針等が変更された場合には改めて、管理基準の見直しを検討し、継続的な監視により、安全で安心な水道水を供給していく。

STEP3 現時点で想定される最短のスケジュール



※他事業等との調整により多少の変更が生じる。



STEP3 今後の予定

	STEP2	STEP3		
	12月	1月	2月	3月
令和6年度 専門家会議	■		■	
(参考)水源井・場内外観測孔 16箇所	地下水連続観測			
	■ 水質分析	■ 水質分析	■ 水質分析	■ 水質分析
対策の検討	▶			
まとめ	▶			

- ・ 取水井及び観測孔のモニタリングは継続していく。
- ・ 水道水源としての地下水取水の可能性に関する評価を踏まえ対策を検討し、将来に向け安全性を担保した効果的な取水方法等を決定する。
- ・ 国は水質基準に関する目標値の検討を行い、来年の春を目途に方向性を示す予定のため、今後のスケジュールが変更となる可能性がある。
- ・ 決定事項は、長野市水道施設整備計画と整合を図る。